

2017年長野県人事委員会勧告に対する地公労声明

長野県人事委員会は、本日、議会及び知事に対して、長野県職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

その概要は、本年4月の公民較差に基づき、月例給を476円0.12%、一時金を0.1月引き上げるものであり、月例給と一時金ともに4年連続で引き上げ勧告となった。

しかし、地公労で対象者がいなくなるまで継続を求めてきた、給与制度の総合的見直しに伴う激変緩和措置（現給保障）について、国に準じて2018年3月31日で廃止することとされた。さらに配偶者に係る扶養手当についても減額することとされ、高齢層職員等への影響は免れない。

また、採用が一層困難な職種である獣医師に係る初任給調整手当、2006～2010年までの給与構造改革期間中の昇給抑制の回復について触れられなかったことは残念である。これらの課題は今後、労使交渉に委ねられたといえる。

地公労は、8月8日に人事院勧告が出されて以降、労働基本権制約の代償機関として独自性を発揮するよう、全組合員による大型はがき行動、要求書・要請書の提出や申入れ、県下10地区で開催した学習決起集会等、全組合員行動として取り組んできたが、他県の勧告状況からみても大変厳しい状況であったものと考えられる。

今後は、勧告を踏まえた県当局との確定交渉が重要となってくる。

地公労は、人事委員会勧告の改善部分を完全に実施することを求めるとともに、人事管理に関する課題としてふれられた、雇用と年金の接続、仕事と家庭の両立支援と勤務環境の整備、働き方改革と時間外勤務の是正に向けた必要な措置を求めていく。また、国からの不当な圧力に対しても全国の仲間とともに連携して取り組んでいく。

地公労は、立憲主義と平和憲法の理念のもとに、組合員の生活と権利を守り、切実な要求実現のため、引き続き賃金確定闘争に全力をあげて取り組むものである。

2017年10月17日

長野県地公労共闘会議
議長 細尾俊彦

(長野県地公労共闘会議：県職労、県教組、高教組、企業局労組)